

レイクタウン屋形原建築協定書

(目 的)

第1条 本協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）第69条に基づく福岡市建築協定条例（昭和48年条例第28号）の規約に基づき、本協定第5条に定める区域（以下「協定区域」という。）内における建築物（以下「建築物」という。）の用途及び意匠等に関する基準についての協定を定め、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定は、「レイクタウン屋形原建築協定」（以下「本協定」という。）と称する。

(用語の定義)

第3条 本協定における用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

第4条 本協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者全員の合意により締結する。

(協定区域)

第5条 協定区域は、福岡市南区鶴田一丁目311番1及び福岡市南区大字柏原字大牟田1376番50（別紙協定区域に示す範囲）面積15、213平方メートルとする。

(建築物に関する基準)

第6条 協定区域内の建築物の用途及び意匠等については、次の各号に定める

基準によらなければならない。ただし、公共、公益施設については、この限りではない。

- 一 協定区域内の住宅各戸の用途は専用住宅とする。ただし、学習塾・華道教室その他これに類するものを併用する場合は、この限りではない。
- 二 建築物の増築は、これを一切禁止する。
- 三 当団地の意匠の変更をみだりにしてはならない。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、認可公告のあった日から10年間とする。

2 有効期間満了後でも本協定は自動的に更新されるものとする。

3 第6条の規定に違反した土地の所有者等（以下「違反者」という。）の措置に関しては、有効期間満了後も効力を有する。

(違反者の措置)

第8条 第10条に規定する委員長（以下「委員長」という。）は、委員会の決議に基づき、違反者に対して違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があった場合は、当該違反者はこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第9条 前条第1項の請求に従わない違反者に対しては、所轄裁判所へ委員長名で提訴して解決する。

2 前項の提訴手続き等に要する費用は、当該違反者の負担とする。

(協定運営委員会)

第10条 本協定の運営に関する事項を処理するために、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の役員で構成する。

委員長	1名
副委員長	1名

会 計 1 名
委 員 若干名

- 3 委員は、管理組合理事の互選とする。
- 4 委員長、副委員長、会計は委員の互選とし、委員長は協定運営のための事務を総括し、協定者を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(委員の任期)

- 第11条 委員の任期は1年とし、任期満了後もあらたに委員が選任されないときは、引き続きその職務を行うものとする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、現に在任する他の委員の任期に従う。
- 2 改選にあたり、前委員は再任されることができる。
 - 3 最初に選任された委員の任期は、第1項の規定にかかわらず平成7年3月31日までとする。

(協定の変更及び廃止)

- 第12条 本協定に規定する協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び違反者の措置を変更しようとする場合は、土地の所有者等の全員の合意を持ってその旨を定め、これを福岡市長に申請してその認可を受けなければならない。
- 2 本協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを福岡市長に申請してその認可を受けなければならない。

(補則)

- 第13条 本協定に規定するもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会が別に定める。
- その他 委員会の運営等に関しては「レイクタウン屋形原管理規約」によるものとする。

(附則)

この協定書は2部作成し、1部を市長に提出、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

屋形原

